

国民年金保険料免除・猶予制度

令和2年度分の受付は7月から

国民年金は、老後や万が一の時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと将来の老齢基礎年金や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることが出来ない場合があります。保険料は納付期限までに納めましょう。

保険料の納付が難しいとき

国民年金1号の保険者は、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっていきます。しかし、収入の減少や失業により、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行ってください。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。猶予

制度は、50歳未満で学生以外の人が対象です。在学中の学生は、「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、保険料を全額納めた時に比べて将来受け取る年金額は少なくなります。

受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納する）ことができます。



免除申請の受付

7月1日（水）から令和2年度分の免除・猶予の申請受付が始まります。免除対象期間は、令和2年7月

分から令和3年6月分までです。

過去分は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前まで遡って申請することができます。

申請に必要な物

- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる書類
- ・ 印鑑
- ・ 離職した場合は、離職票、雇用保険受給資格証

※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として簡易な手続きにより、免除申請が可能です。手続きを希望される人は問合せください。



問合せ先 税務住民課 ☎75-4118
日本年金機構 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311

健（検）診を受けましょう 健康ポイント対象です

健康への第1歩は自分の体の状態を知ることです。定期的に健（検）診を受け、生活習慣病を早期に発見・治療しましょう！
※コロナウイルス感染症防止対策のため予約制となりました。特定健診、後期高齢者健診は合わせて50人、胃がん検診は30人、乳がん検診は25人まで。
7月の集団健診（検診）の日程は次のとおりです。

7月12日（日）

時間 午前8時30分～

10時30分受付

場所 ほのほの

内容

特定健診、後期高齢者健診、がん検診（胃（バリウム）・大腸、子宮頸部、乳）、肝炎ウイルス検査
持ち物

各受診券、健康保険証、お薬手帳（お持ちであれば）

※新型コロナウイルスの感染状況により延期になる可能性もありますのでご了承ください。

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101